

各和歌山県所管介護職員等特定処遇改善加算
算定対象サービス事業運営事業者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導室長
(公印省略)

令和元年度介護職員等特定処遇改善加算算定に係る介護給付費算定に係る体制等に関する届出
について (通知)

令和元年度介護職員等特定処遇改善加算に係る届出については、令和元年 8 月 1 日付け長第 08010003
号で通知しているところですが、今般、令和元年 8 月 1 3 日付け厚生労働省通知 (注) が改正され、介
護給付費算定に係る体制等状況一覧表の様式が改正されたところです。

つきましては、令和元年 10 月より介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は下記により、介護給
付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を提出願います。

記

1 提出期限

(1) 居宅系サービス

※ (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護及び (介護予防) 特定施設入居者
生活介護を除く。

令和元年 9 月 1 7 日 (火)

(2) 施設系サービス

※ (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護及び (介護予防) 特定施設入居者
生活介護を含む。

令和元年 1 0 月 1 日 (火)

※令和元年 1 0 月から算定を行う場合は、上記期限までに届出が必要です。

現時点で介護職員等特定処遇改善計画書を提出していない場合は、併せて提出することも可能です。

※令和元年 1 1 月以降に加算を算定する場合は、介護職員等特定処遇改善計画書と併せて提出願います。

2 提出先

介護職員等特定処遇改善計画書を提出する (した) 提出先に提出してください。

サービス区分	事業所の所在地	提出先
・ 居宅サービス ・ 介護予防サービス ・ 介護保険施設	和歌山市	和歌山市指導監査課
	和歌山市以外	各振興局健康福祉部保健福祉課 (串本支所については地域福祉課)
・ 地域密着型サービス ・ 地域密着型介護予防サービス ・ 介護予防・日常生活支援総合事業		指定を受けている市町村担当課

(1) 複数の事業所等に係る介護職員等特定処遇改善計画書を一括して作成する場合であって、当該事
業所等の所在地が和歌山市以外の複数の振興局圏域にまたがる場合は、主たる事業所の所在地を
所管する振興局健康福祉部保健福祉課 (串本支所については地域福祉課) へ提出してください。

(2) 提出先が和歌山市指導監査課又は指定を受けている市町村担当課の場合、提出方法等の詳細は各
市町村担当課にご確認ください。

(3) 県指定以外のサービスを提供している事業者の場合、指定権者ごとに提出する必要があります。
詳細は各指定権者にご確認ください。

(4) 各振興局の提出先は、「きのくに介護 de ネット」に掲載していますので、ご確認ください。

【裏面に続きます。】

3 提出方法

2に記載している提出先に持参（郵送は原則不可）

4 提出部数

2部（内1部は受付後、事業者控えとして返却します。）

ただし、施設サービス及び併設短期入所系サービスについては、3部提出すること。

5 提出書類

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙2】

②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1】

※居宅サービス、施設サービス

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1-2】

※介護予防サービス

6 留意事項

(1) 介護サービス事業所等を複数運営する事業者である場合、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙2】及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1】【別紙1-2】については、**サービス毎に別々に作成してください。**ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービス（介護保険番号が同一の場合）については、一括して作成することができます。

(2) 提出書類の様式については、『きのくに介護deネット』内の「介護職員等特定処遇改善加算の届出手続き」に掲載していますので、ご確認の上、提出書類を作成してください。

なお、介護職員等特定処遇改善計画書作成にあたっての参考ツールについて、厚生労働省老健局老人保健課より情報提供がありましたので、当該ツールを併せて掲載しております。ただし、**当該ツールで全ての加算要件を確認できるものではありません**ので、使用する場合は、**必ず当該ツール(ファイル)の【利用にあたって】のシートに記載されている説明をご確認願います。**

『きのくに介護deネット』：<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>

注：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

問い合わせ先

介護サービス指導室

TEL:073-441-2527 FAX:073-441-2523